

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部改正について

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議案を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立金峰山自然の家条例施行規則

第1条中「熊本市立野外教育施設条例」を「熊本市立金峰山自然の家条例」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（優先使用の順位）

第2条 条例第4条に規定する優先使用の順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。第5号において同じ。）の児童及びその引率者
- (2) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第5号において同じ。）の生徒及びその引率者
- (3) 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する事業で使用するもの
- (4) 熊本市立金峰山自然の家（以下「金峰山自然の家」という。）が実施する事業で使用するもの

(5) 本市内の小学校の児童又は中学校の生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者

(6) 団体利用者

(7) 個人利用者

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとするものは、使用期日の14日前までに、金峰山自然の家使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。

第4条の見出しを「(使用許可書の交付)」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会は、前条に規定する申請書を受け、その使用を許可する場合は、金峰山自然の家使用許可書を交付する。

第4条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「使用許可」を「前項に規定する許可(以下「使用許可」という。)」に、「者」を「もの」に、「使用許可書」を「使用許可書」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条中「野外教育施設使用中止届(様式第3号)」を「金峰山自然の家使用中止届」に改める。

第6条から第9条までを次のように改める。

(使用許可変更の申請)

第6条 使用者は、使用開始前に使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、金峰山自然の家使用許可変更申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用開始前までに提出しなければならない。

3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条に規定する許可を受けた際に納めなければならない。

(使用変更許可書の交付)

第7条 委員会は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、金峰山自然の家使用変更許可書を使用者に交付するものとする。この場合において、委員会は、必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 委員会は、条例第6条第1項の規定により使用を許可しないときは、金峰山

自然の家使用不許可通知書を第3条に規定する申請をしたものに交付するものとする。

- 2 委員会は、条例第6条第1項の規定により既にした使用許可を取り消し、又はその使用を停止するときは、金峰山自然の家使用許可取消（停止）通知書を使用者に交付するものとする。

（使用料の減免申請）

第9条 条例第7条第3項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは、金峰山自然の家使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第25条とし、第9条の次に次の15条を加える。

（使用料の還付申請）

第10条 条例第7条第4項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとするものは、金峰山自然の家使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（オンラインによる申請等の手続）

第11条 第3条から前条までの規定に関わらず、インターネットを利用する方法による金峰山自然の家の使用に関する手続、使用料の減免申請に関する手続及び使用料の還付申請に関する手続については、委員会が別に定めるところによる。

（食費等の使用者負担）

第12条 食費、宿泊のためのシーツその他の寝具のクリーニング代（次項において「シーツ等クリーニング代」という。）及び体験活動に用いる材料費は、使用者の負担とする。

- 2 食費及びシーツ等クリーニング代は、前納とする。

（休所日）

第13条 金峰山自然の家の休所日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（禁止行為）

第14条 金峰山自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 金峰山自然の家の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに動植物を傷つけ、又は採取すること。

(3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。

(4) その他委員会が管理上必要と認めて禁止した事項

(遵守事項)

第15条 使用者は、金峰山自然の家の使用に当たっては、職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に職員が立ち入ることを拒むことができない。

3 使用者は、施設又は設備（次条において「施設等」という。）の使用を終わったときは、直ちに原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

(毀損滅失届)

第16条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、金峰山自然の家施設等毀損（滅失）届を委員会に提出しなければならない。

(指定申請書に添付する書類)

第17条 条例第10条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予定書

(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）

(3) 当該団体が条例第10条第1項の規定による申請を行う日の属する事業年度の直前の3事業年度に係る当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）

(4) 市税滞納有無調査承諾書

(5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(利用料金の承認の申請)

第18条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第19条 条例第13条第4項の前納の時期及び方法は、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 条例第13条第5項の規定により利用料金を減免することができる場合は、委員会が別に定める基準に該当する場合とする。

- 2 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第21条 条例第13条第6項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 既納利用料金の全額
 - (2) 使用者が、指定管理者が別に定める日までに使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 指定管理者が別に定める額
 - (3) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超える場合 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額
- 2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとするものは、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(金峰山自然の家の管理に関する事項の公表)

第22条 条例及びこの規則の規定により、指定管理者が利用料金の額、条例第13条第4項の前納の時期及び方法その他金峰山自然の家の管理に関する事項を定めた場合は、指定管理者は、ホームページへの掲載その他適切な方法により、当該事項を公表するものとする。

(協定に定める事項)

第23条 条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 休所日に関する事項
- (6) 事業報告及び業務報告に関する事項

- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
 - (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
 - (11) リスク分担に関する事項
 - (12) その他委員会が必要と認める事項
- (書類の様式等)

第24条 この規則の規定による書類に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から第3号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）附則第3項の規定により指定管理者が使用許可及び利用料金の収受に関し必要な行為を行う場合における手続等は、この規則による改正後の第2条から第12条まで、第18条から第22条まで及び第24条の規定の例による。

(提出理由)

熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（令和4年3月24日条例第9号）の施行のため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和５３年教育委員会規則第１０号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<u>熊本市立金峰山自然の家条例施行規則</u> （趣旨） 第１条 この規則は、<u>熊本市立金峰山自然の家条例</u>（昭和５０年条例第１３号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。 <u>（優先使用の順位）</u> 第２条 条例第４条に規定する優先使用の順位は、次に掲げる順序とする。 <u>（１） 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。第５号において同じ。）の児童及びその引率者</u> <u>（２） 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第５号において同じ。）の生徒及びその引率者</u> <u>（３） 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する事業で使用するもの</u> <u>（４） 熊本市立金峰山自然の家（以下「金峰山自然の家」という。）が実施する事業で使用するもの</u> <u>（５） 本市内の小学校の児童又は中学校の生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者</u> <u>（６） 団体利用者</u>	<u>熊本市立野外教育施設条例施行規則</u> （趣旨） 第１条 この規則は、<u>熊本市立野外教育施設条例</u>（昭和５０年条例第１３号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。 <u>（職員）</u> 第２条 <u>熊本市立野外教育施設（以下「野外教育施設」という。）に、所長その他必要な職員を置く。</u>	

(7) 個人利用者

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により許可を受けようとするものは、使用期日の14日前までに、金峰山自然の家使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。

(使用許可書の交付)

第4条 委員会は、前条に規定する申請書を受け、その使用を許可する場合は、金峰山自然の家使用許可書を交付する。

【削る】

(専決)

第3条 熊本市立金峰山少年自然の家（以下「金峰山少年自然の家」という。）の所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。
- (2) 金峰山少年自然の家の所長の服務に関すること。
- (3) 定例的な所管事業の実施に関すること。
- (4) 定例による所管事業の実施に係る宣伝及び広告に関すること。
- (5) 定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答、通知並びに許可及びその取消しに関すること。
- (6) 金峰山少年自然の家の使用許可及びその取消しに関すること。

(使用許可申請書)

第4条 条例第6条の規定により使用許可を受けようとする者は、使用期日の14日前までに野外教育施設使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の使用許可申請を受け、その使用を許可する場合は野外教育施設使用許可書（様式第2号）を交付する。

【削る】

2 前項に規定する許可（以下「使用許可」という。）

を受けたもの（以下「使用者」という。）は、入所の際、使用許可書を職員に提示しなければならない。

（使用の中止）

第5条 使用者が使用開始前に使用を取り止めるときは、金峰山自然の家使用中止届を委員会に提出しなければならない。

（使用許可変更の申請）

第6条 使用者は、使用開始前に使用許可に係る軽微な事項を変更しようとするときは、金峰山自然の家使用許可変更申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用開始前までに提出しなければならない。

3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条に規定する許可を受けた際に納めなければならない。

（使用変更許可書の交付）

第7条 委員会は、前条の規定による変更申請に相当の理由があると認め、当該変更申請を許可したときは、金峰山自然の家使用変更許可書を使用者に交付するものとする。この場合において、委員会は、必要な条件を付することができる。

3 委員会は、第2項の使用許可に野外教育施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 使用許可

を受けた者（以下「使用者」という。）は、入所の際、使用許可書を職員に提示しなければならない。

（使用の中止）

第5条 使用者が使用開始前に使用を取り止めるときは、野外教育施設使用中止届（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

（食事等）

第6条 使用者の食事及びシーツクリーニング等の費用は使用者の負担とする。

（休所日）

第7条 野外教育施設の休所日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(使用の不許可)

第8条 委員会は、条例第6条第1項の規定により使用を許可しないときは、金峰山自然の家使用不許可通知書を第3条に規定する申請をしたものに交付するものとする。

2 委員会は、条例第6条第1項の規定により既にした使用許可を取り消し、又はその使用を停止するときは、金峰山自然の家使用許可取消（停止）通知書を使用者に交付するものとする。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第7条第3項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは、金峰山自然の家使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付申請)

第10条 条例第7条第4項ただし書の規定による使用料の還付を受けようとするものは、金峰山自然の

(禁止行為)

第8条 野外教育施設においては次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 野外教育施設の施設、設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) みだりに動植物を傷つけ、又は採取すること。

(3) 所定の場所以外での喫煙及び火気を使用すること。

(4) その他委員会が管理上必要と認めて禁止した事項（遵守事項）

第9条 使用者は、野外教育施設の使用にあたっては、職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設等に職員が立ち入ることを拒むことができない。

3 使用者は、施設等の使用が終わったときは直ちに原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

【新規】

家使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(オンラインによる申請等の手続)

第11条 第3条から前条までの規定に関わらず、インターネットを利用する方法による金峰山自然の家の使用に関する手続、使用料の減免申請に関する手続及び使用料の還付申請に関する手続については、委員会が別に定めるところによる。

(食費等の使用者負担)

第12条 食費、宿泊のためのシーツその他の寝具のクリーニング代（次項において「シーツ等クリーニング代」という。）及び体験活動に用いる材料費は、使用者の負担とする。

2 食費及びシーツ等クリーニング代は、前納とする。

(休所日)

第13条 金峰山自然の家の休所日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(禁止行為)

第14条 金峰山自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 金峰山自然の家の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) みだりに動植物を傷つけ、又は採取すること。

【新規】

【新規】

【新規】

【新規】

<u>(3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。</u> <u>(4) その他委員会が管理上必要と認めて禁止した事項</u> <u>(遵守事項)</u>		
<u>第15条 使用者は、金峰山自然の家の使用に当たっては、職員の指示に従わなければならない。</u> <u>2 使用者は、使用中の施設に職員が立ち入ることを拒むことができない。</u> <u>3 使用者は、施設又は設備（次条において「施設等」という。）の使用を終わったときは、直ちに原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。</u> <u>(毀損滅失届)</u>	<u>【新規】</u>	
<u>第16条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、金峰山自然の家施設等毀損（滅失）届を委員会に提出しなければならない。</u> <u>(指定申請書に添付する書類)</u>	<u>【新規】</u>	
<u>第17条 条例第10条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 収支予算書</u> <u>(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規則その他の書類）</u> <u>(3) 当該団体が条例第10条第1項の規定による申</u>	<u>【新規】</u>	

請を行う日の属する事業年度の直前の3事業年度に係る当該団体の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）

(4) 市税滞納有無調査承諾書

(5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(利用料金の承認の申請)

第18条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第19条 条例第13条第4項の前納の時期及び方法は、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第20条 条例第13条第5項の規定により利用料金を減免することができる場合は、委員会が別に定める基準に該当する場合とする。

2 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

【新規】

【新規】

第21条 条例第13条第6項ただし書の規定により
利用料金の還付を受けることができる場合及びそれ
ぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用するこ
とができなくなった場合 既納利用料金の全額

(2) 使用者が、指定管理者が別に定める日までに使
用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 指
定管理者が別に定める額

(3) 利用料金の改定がなされた場合において、改定
後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回
り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金
の額を超える場合 既納使用料の額から利用料金
の額を控除した額

2 前項に規定する利用料金の還付を受けようとする
ものは、指定管理者が別に定める方法により、指定
管理者に還付の申請をするものとする。

(金峰山自然の家の管理に関する事項の公表)

第22条 条例及びこの規則の規定により、指定管理
者が利用料金の額、条例第13条第4項の前納の時
期及び方法その他金峰山自然の家の管理に関する事
項を定めた場合は、指定管理者は、ホームページへ
の掲載その他適切な方法により、当該事項を公表す
るものとする。

(協定に定める事項)

第23条 条例第14条第2項に規定する協定に定め
る事項は、次のとおりとする。

【新規】

【新規】

【新規】

(1) <u>指定期間に関する事項</u> (2) <u>管理業務の内容に関する事項</u> (3) <u>事業計画に関する事項</u> (4) <u>利用料金に関する事項</u> (5) <u>休所日に関する事項</u> (6) <u>事業報告及び業務報告に関する事項</u> (7) <u>本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項</u> (8) <u>指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項</u> (9) <u>管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項</u> (10) <u>事故及び損害の賠償に関する事項</u> (11) <u>リスク分担に関する事項</u> (12) <u>その他委員会が必要と認める事項</u> <u>(書類の様式等)</u>		
<u>第24条 この規則の規定による書類に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。</u> <u>2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。</u>	<u>【新規】</u>	
(委任) <u>第25条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。 <u>【削る】</u> <u>【削る】</u>	(委任) <u>第10条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。 <u>様式第1号（第4条関係）</u> <u>様式第2号（第4条関係）</u>	書類の様式は、別途要綱で定めるため、教育委員会規則から削る。

【削る】

様式第3号（第5条関係）

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（令和4年条例第9号）附則第3項の規定により指定管理者が使用許可及び利用料金の収受に関し必要な行為を行う場合における手続等は、この規則による改正後の第2条から第12条まで、第18条から第22条まで及び第24条の規定の例による。